

第四次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第四次一括法）」が成立した。

本法は、国から地方公共団体、及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を内容とし、全国市長会として早期の成立を期待していたものであり、関係者のご尽力に感謝する。

本法の施行にあたり、政府においては、移譲に伴って生じる新たな財政需要に見合った財源措置を確実に講じるとともに、移譲された事務・権限を地方公共団体が円滑に執行できるよう、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を確実に行うよう、改めて強く要請するものである。

また、今後においては、地方の創意を活かした分権型社会の実現のため、個々の都市自治体からの新たな提案にとどまらず、土地利用に係る規制など、これまでの議論において実現に至っていない事項についても、政府において引き続き移譲等に向け積極的に検討することを要望する。

平成 26 年 5 月 28 日

全 国 市 長 会
会 長 森 民 夫